

不動産の無料相談

秘密厳守

不動産を相続した場合、その不動産の名義を被相続人(亡くなった方)から相続人に名義変更をする必要があります。この手続きを「**相続登記**」と言います。

今までこの相続登記は当事者の任意に任せられており、名義変更しないままの土地が長年放置され続け増えたことで問題になっていました。

このような問題を受け「**相続登記の義務化する**」改正法案が可決され「令和3年4月28日」に公布されました。施行に関しては、遅くとも「令和6年4月頃」を目途に施行されることとなりました。

相続登記の義務化で最も重要な点が既に発生している義務化前の相続も義務化の対象になるという点です。現在相続登記がされていない物件も遡及してすべて対象となります。

改正法では期限以内に相続登記を完了しなかった場合、**相続登記をしなかった人に罰則（10万円以下の過料）の対象**となります。

高齢化社会によって社会問題化となっている「**空き家問題**」をはじめ「**相続登記**」の問題が深刻化しています。この問題でお悩みの方にお役に立てればと思い不動産に関する無料相談を受け付けております。

ご希望の方は、下記までお電話ください。

お問合せ先 ☎ 0835-27-6282